

## 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

愛知県人事委員会(委員長 那須國宏)は、平成19年10月10日、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

### 本年の給与に関する報告・勧告のポイント

民間給与との較差(2,231円 0.51%)の改善を図るため、6年振りに月例給の引上げ改定  
～ 初任給を中心に若年層に限定した給料月額、子等に係る扶養手当の引上げ等  
期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.05月分) [4.45月分 4.50月分]

### 1 民間給与との較差 [平成19年4月分給与]

行政職給料表(一)適用職員(10,588人、平均年齢45.1歳)と民間従業員でこれに相当する者の平成19年4月分給与について、役職段階、年齢等を同じくする者同士を比較したところ、民間給与が職員給与を2,231円(0.51%)上回っている。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
443,029円	440,798円	2,231円 (0.51%)

### 2 特別給の比較

民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給月数と現行の職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を比較すると、民間事業所で支払われた特別給は所定内給与の4.52月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数(4.45月分)を上回っている。

### 3 勧告

本委員会は、本県における職員給与と民間給与との較差に見合う改善を図ることを基本として、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛知県条例第63号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年愛知県条例第58号)を改正することを勧告する。

## (1) 改定の内容

### ア 給料表

現行の給料表を人事院が勧告した俸給表に準じて改定すること。

なお、教育職の給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表に準じて改定すること。

### イ 諸手当

扶養手当、住居手当、期末手当・勤勉手当等を民間における支給状況、人事院勧告の内容等を考慮して改定すること。

## (2) 改定の実施時期

この改定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施すること。

## 4 その他の報告

### (1) 教員給与の取扱い

副校長その他の新しい職の設置やメリハリのある教員給与体系の実現等の教員給与のあり方については、学校教育法等の改正、文部科学省における検討結果等を踏まえて、検討を進めていく必要があると考える。

### (2) 勤務実績の給与への反映

一般行政職等の管理職員については、人事評価制度の評価結果を平成 17 年度から勤勉手当へ反映しており、平成 20 年度からは昇給についても反映するための取組が進められている。

また、その他の職員についても、勤務実績の給与への反映に向けて新たな人事評価制度を確立する必要があることから、既存の制度の適正な運用と並行して、公務の特殊性や多様性に配慮し、客観的で公平性、透明性が高い新たな評価制度の導入に向けた取組が必要であると考え。

### (3) 職員の勤務時間等

勤務時間については、職員の健康と福祉の維持増進及び公務能率の向上の観点から、引き続き総実勤務時間の短縮を図る必要があると考える。

育児休業等については、職業生活と家庭生活の両立の観点から、引き続き育児休業を取得しやすい環境の整備を図り、特に子育て期にある男性職員について、育児休業を始め子どもの出産や育児に係る休暇についても一層の取得促進を図る必要があると考える。

職員の心の健康づくりの推進については、メンタルヘルス対策の一層の充実を図る必要があると考える。

【 参 考 】

1 人事院勧告の内容

区 分	内 容															
俸 給 表	初任給を中心に若年層に限定した改定(中高年齢層は据置き) (1)行政職俸給表(一) 改定率 1級 1.1%、2級 0.6%、3級 0.0%。4級以上は改定なし 初任給 種 181,200円(179,200円)、種 172,200円(170,200円) 種 140,100円(138,400円) (2)その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表等を除く)															
扶 養 手 当	子等に係る支給月額を500円引上げ(6,000円 6,500円)															
地 域 手 当	地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日における調整手当支給割合との差が6%以上の地域の地域手当支給割合について、今後の改定分の一部を繰り上げて改定(本年度分として0.5%の引上げを追加)															
期末・勤勉手当等 (ボーナス)	民間の支給割合に見合うよう引上げ(4.45月分 4.5月分) <一般の職員の場合の支給月数> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19年度 期末手当</td> <td>1.4月(支給済み)</td> <td>1.6月(改定なし)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.725月(支給済み)</td> <td>0.775月(現行0.725月)</td> </tr> <tr> <td>20年度 期末手当</td> <td>1.4月</td> <td>1.6月</td> </tr> <tr> <td>以降 勤勉手当</td> <td>0.75月</td> <td>0.75月</td> </tr> </tbody> </table>		6月期	12月期	19年度 期末手当	1.4月(支給済み)	1.6月(改定なし)	勤勉手当	0.725月(支給済み)	0.775月(現行0.725月)	20年度 期末手当	1.4月	1.6月	以降 勤勉手当	0.75月	0.75月
	6月期	12月期														
19年度 期末手当	1.4月(支給済み)	1.6月(改定なし)														
勤勉手当	0.725月(支給済み)	0.775月(現行0.725月)														
20年度 期末手当	1.4月	1.6月														
以降 勤勉手当	0.75月	0.75月														
改定の実施時期	俸給表、扶養手当、地域手当の改定については、平成19年4月1日から実施。期末・勤勉手当等の改定については、公布日から実施															
給与構造の改革	(平成20年度において実施する事項) (1) 専門スタッフ職俸給表の新設 公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、早期退職慣行を是正し在職期間の長期化に対応する観点から、複線型人事管理の導入に向けての環境整備を図るため、専門スタッフ職俸給表を新設(平成20年4月1日実施) (2) 地域手当の支給割合の改定等 ・ 平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の暫定的な支給割合を1~2.5%引上げ ・ 広域異動手当は、平成20年度に支給割合が引き上げられ、制度が完成(異動前後の官署間の距離区分が60km以上300km未満の場合3%、300km以上の場合6%) ・ 昇給・勤勉手当における勤務実績の給与への反映を一層推進															

2 愛知県の主な職種の給与額

区 分	人 員	平 均 年 齢	現 行 A		勤 告 後 B		給 与 額 の 差 ( B - A )	
			給与月額 百円	年間給与 千円	給与月額 百円	年間給与 千円	給与月額 百円	年間給与 千円
事務・技術職員 (行政職給料表(一))	10,588	45.1	4,408	7,304	4,430	7,363	22	59
警 察 官 (公安職給料表)	13,049	40.0	4,058	6,759	4,078	6,813	20	54
高 校 教 員 (教育職給料表(一))	10,499	44.8	5,015	8,268	5,036	8,329	21	61
小 中 教 員 (教育職給料表(二))	30,640	43.8	4,790	7,890	4,811	7,948	21	58
全 職 員	66,764	43.4	4,614	7,629	4,635	7,688	21	59

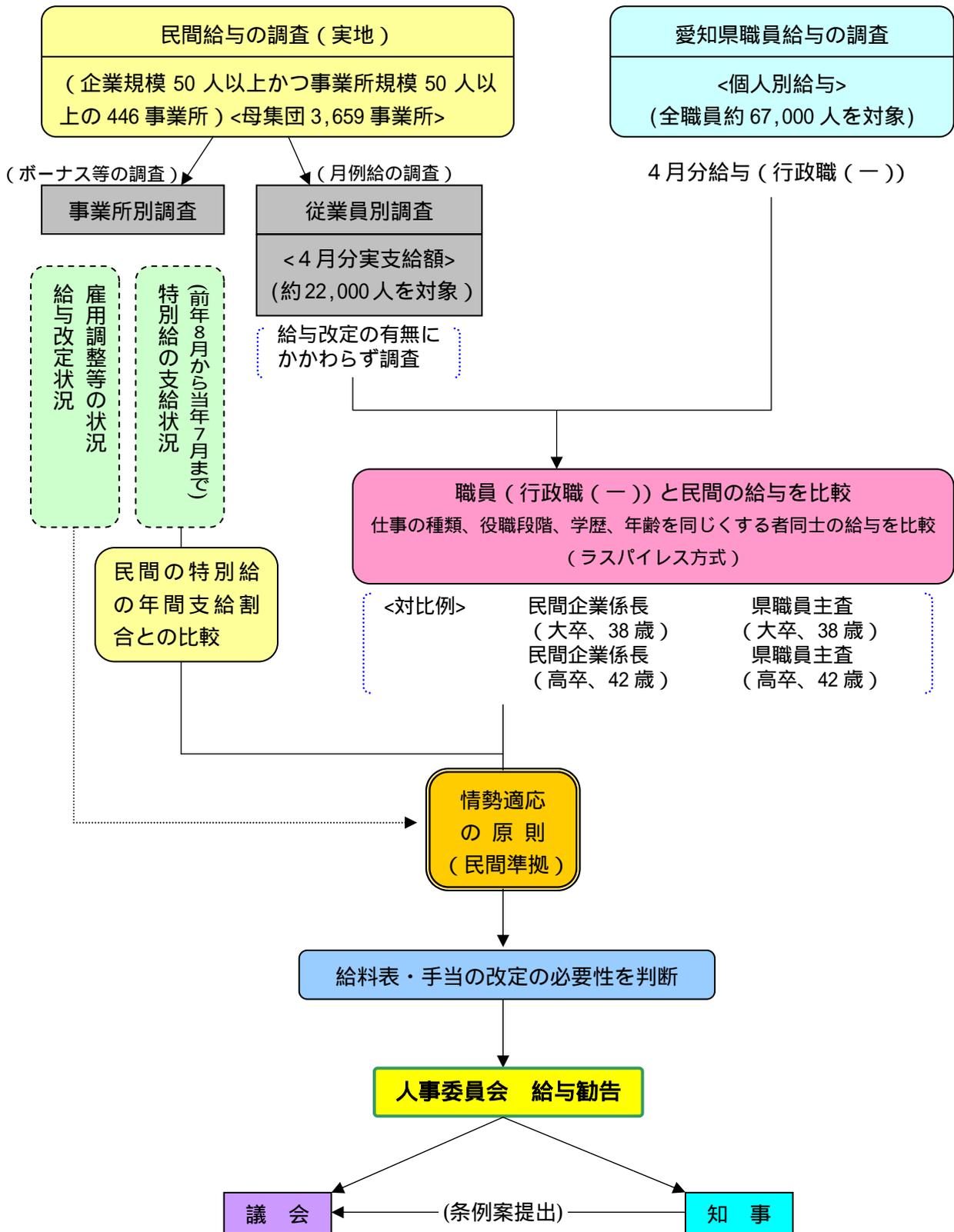
(注) 1 給与月額とは各職種の平均給与月額であり、年間給与とは給与月額の12か月分及び給与月額を基礎として算定した期末手当・勤勉手当の年間支給額の合計である。  
2 全職員には、上表の職種のほか、研究員、医師等1,988人を含む。

3 愛知県、国及び名古屋市の較差額等の推移

区 分	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
愛 知 県	304円 0.07%	9,432円 2.07%	4,958円 1.10%	82円 0.02%	1,374円 0.31%	74円 0.02%	2,231円 0.51%
国	313円 0.08%	7,770円 2.03%	4,054円 1.07%	39円 0.01%	1,389円 0.36%	18円 0.00%	1,352円 0.35%
名 古 屋 市	393円 0.09%	7,404円 1.68%	4,265円 0.98%	58円 0.01%	1,519円 0.35%	9円 0.00%	92円 0.02%

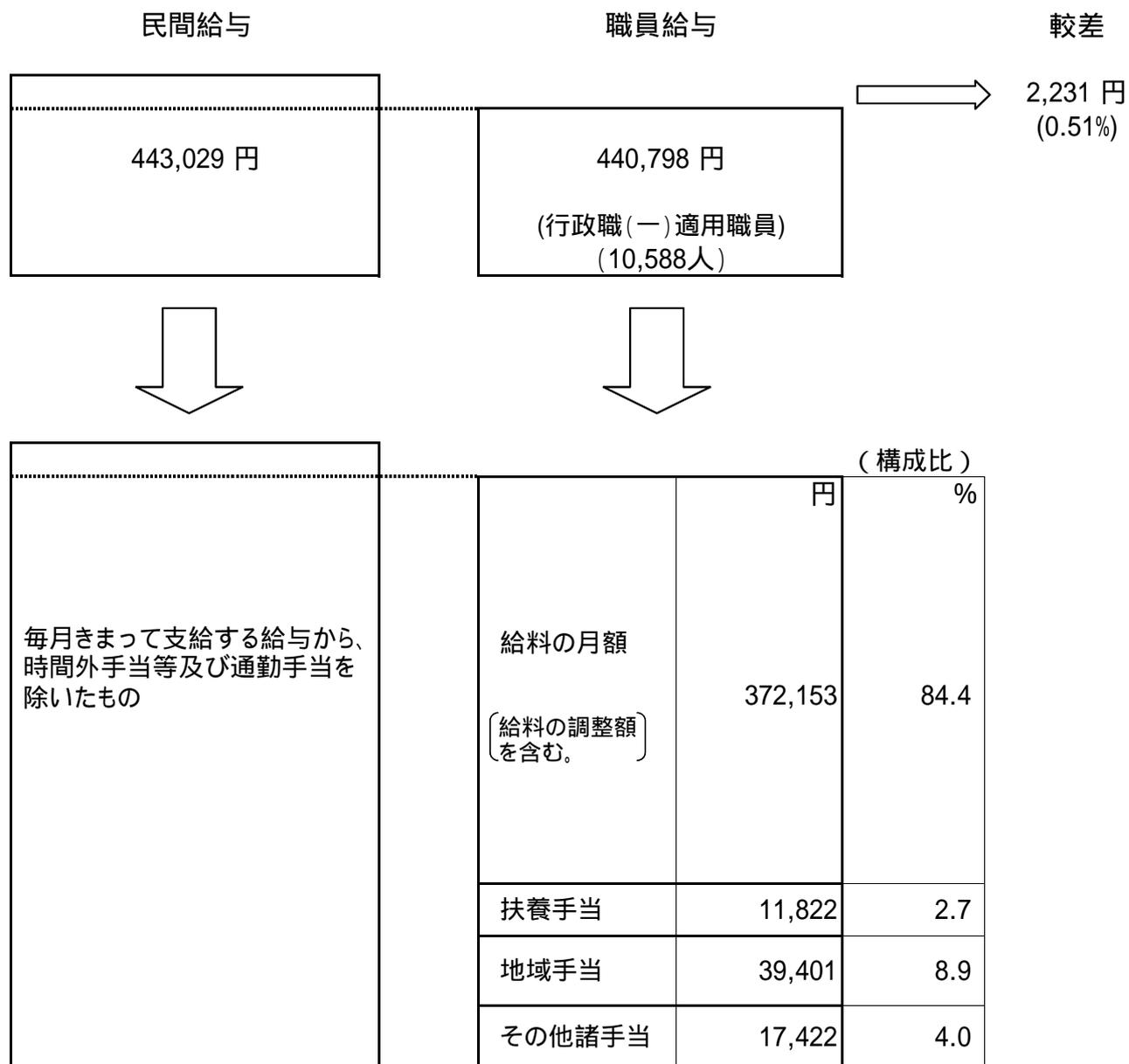
(注) 愛知県の較差額等は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成11年愛知県条例第3号)による減額措置(平成11年度から平成18年度までの間)がないものとした場合のものである。

# 給与勧告の手順



< 参考図 >

給与の較差（平成19年4月分）



(注) 時間外手当等には、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

(注) その他諸手当は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当、へき地手当等である。